

化学物質管理者研修（取扱）～リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場対象～
（化学物質管理者講習に準ずる講習）の実施について（ご案内）

一般社団法人四日市労働基準協会

令和4年5月改正の労働安全衛生規則第12条の5（※1）におきまして、化学物質管理者に関する規定が新設され、リスクアセスメント対象物を製造し又は取り扱う事業場及び譲渡又は提供する事業場において、令和6年4月から、事業場ごとに、化学物質管理者の選任が必要となりました。

化学物質管理者の選任に当たって、リスクアセスメント対象物を製造している事業場では化学物質管理者講習の修了者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者を、製造事業場以外の事業場（リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場等）では化学物質管理者講習の修了者等のほか、「化学物質管理者講習に準ずる講習」を受講している者から選任することが望ましいこととされました。

当協会では、四日市労働基準監督署のご指導のもと、令和4年9月7日付け基発0907第1号通達に基づき、「化学物質管理者研修（化学物質管理者講習に準ずる講習）」を下記により実施しますので、化学物質を取り扱う事業場等において選任される化学物質管理者の方に受講いただきますようご案内申し上げます。

記

1 講習開催日（終了済を除く。）

- 2024年6月24日（月）午前9時00分～午後4時25分
- 2024年9月20日（金）午前9時00分～午後4時25分
- 2025年1月28日（火）午前9時00分～午後4時25分

2. 場 所 四日市市西浦一丁目1-10 一般社団法人四日市労働基準協会1F会議室

3. 科 目
- ① 化学物質の危険性及び有害性並びに表示等（1時間30分）
 - ② 化学物質の危険性又は有害性等の調査（2時間）
 - ③ 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等（1時間30分）
 - ④ 化学物質を原因とする災害発生時の対応（30分）
 - ⑤ 関係法令（30分）

4. その他 受講に当たっては、開催日ごとの受講案内をご確認ください。

(※1) 労働安全衛生規則第12条の5

第1項(抜粋)

事業者はリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、化学物質管理者の選任し、その者に当該事業場における化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならない。

第3項(抜粋)

化学物質管理者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 化学物質管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること。

二 次の事業場の区分に応じ、それぞれに掲げる者のうちから選任すること。

イ リスクアセスメント対象物を製造している事業場

厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習(※2)を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

ロ イに掲げる事業場以外の事業場(リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場等)

イに定める者のほか、化学物質の管理に係る技術的事項の管理を担当するために必要な能力を有すると認められる者(※3)

(※2) 厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習(令和4年9月7日付け厚生労働省告示第276号)

学科 9時間

実習 3時間 合計12時間(2日講習)

(※3) 必要な能力を有すると認められる者(令和4年9月7日付け基発0907第1号通達 記の第2の1の(4)のウ)

リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場においては、化学物質管理者講習の受講者及びこれと同等以上の能力を有すると認められる者のほか、化学物質管理者講習に準ずる講習を受講している者から選任することが望ましいこと。この化学物質管理者講習に準ずる講習は、別表に定める科目、内容、時間を目安とし、講義により、又は講義と実習の組み合わせにより行うこと。

別表

リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場における
化学物質管理者講習に準ずる講習

科 目	範 囲	時 間
化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状 化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知	1 時間 30 分
化学物質の危険性又は有害性等の調査	化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	2 時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	1 時間 30 分
化学物質を原因とする災害発生時の対応	災害発生時の措置	30 分
関係法令	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）及び労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）中の関係条項	30 分

合計 6 時間（1 日講習）